

「知事とのさわやかトーク」を開催いたします

- 日 時 平成11年11月22日(月)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 会 場 亀田町総合体育館
- 参 集 範 囲 新津市、白根市、小須戸町、横越町、亀田町、黒崎町にお住まい、またはお勤めの人
- ご 発 言 を 希 望 され 方 へ 当日、こんなことを話したいということがありましたら、10月15日(金)までに役場総務課企画財政係へご連絡ください。(☎38-3111 内線252)
- そ の 他 手話通訳・要約筆記付き
- 問 い 合 わ せ 先 役場 総務課企画財政係 (☎38-3111 内線252) または 県庁広報広聴課広聴係 (☎025-285-5511 内線2116) まで

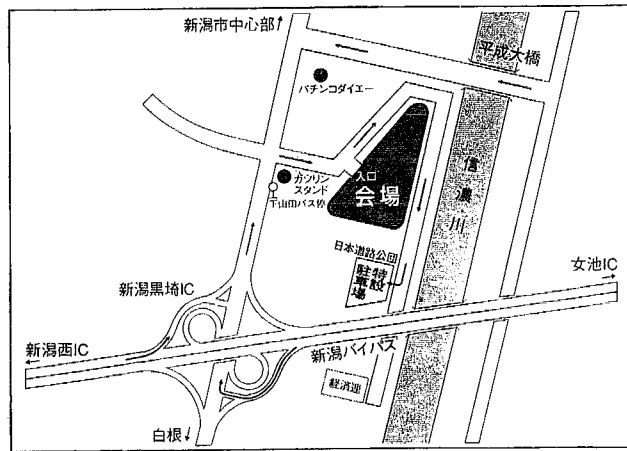
けんせつフェアin北陸'99

10月8日(金)午前10時～午後4時
10月9日(土)午前9時30分～午後4時
「けんせつフェアin北陸'99」では、私たちの暮らしをサポートする建設技術の「いま」そして「これから」を多数展示しています。よいものを安くつくること、環境への配慮など、社会のニーズに沿って開発されたさまざまな技術を身近に「見て、ふれて、知る」ことのできる絶好の機会。ぜひ、大勢の皆さんからの来場をお待ちしております。

問い合わせ先

北陸地方建設局 北陸技術事務所
実行委員会事務局 TEL 025-231-1281

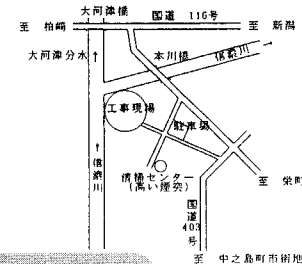
～新しい技術が目指す未来を
ぜひのぞいてみて下さい～



大河津分水洗堰新築工事 第5回一般見学会

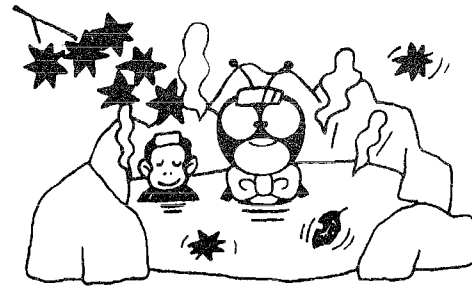
大河津分水洗堰新築工事の第5回一般見学会を下記のとおり開催します。
堰本体、閘門管理橋もかかり高い位置からの景観も望めますし、魚道観察室等普段工事をしていないためにお見せできない部分も合わせてご覧いただきたいと思えます。
この見学会が終わりますと川底に水を入れ通水の準備に取りかかりますので、川底へ下りるのが最後のチャンスとなりますので、ぜひご家族お揃いでのお越しをお待ちしております。

- 1、日 時 平成11年11月7日(日) 午前9時～午後5時
- 2、場 所 大河津分水洗堰新築工事現場(南蒲原郡中之島町中条新田字川原1125-1地先)
- 3、その他
 - ・現場事務所の駐車場をご利用ください。
 - ・雨天時は足元の悪い場合がありますので、長靴等をご用意ください。



問い合わせ先

建設省信濃川工事事務所監督員詰所
TEL 0256-97-1325
大河津分水洗堰新築工事作業所
TEL 0256-98-6007



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

ゆめあり通信

年金は請求しないと 受けられません

年金は、支給要件を満たしていても、本人の請求がなければ支給されません。
老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として六十五歳ですが、六十五歳になっても自動的に老齢基礎年金は支給されません。六十五歳になったら「裁定請求書」を役場に提出してください。(支給の繰り上げ、繰り下げを希望する人は、支給開始を希望したときに提出します。)
ただし、特別支給の老齢厚生年金を受けている人は、六十五歳到達月に社会保険業務センターから、ハガキ形式の裁定請求書が送付されますので、必要事項を記入し、町長の証明を受けて投函してください。
国民年金には、このほか障害の状態になったときの障害基礎年金、夫が死亡し、十八歳までの子のある妻に支給される遺族基礎年金、第一号保険者だけに支給される寡婦年金や死亡一時金があります。

これらの年金についても、支給要件を満たしていても本人の請求がなければ支給されません。該当していると思われるときは、役場や社会保険事務所でご相談、ご請求ください。

未納のままにしないで！ 納付がどうしても 困難な方へ

保険料の免除制度があります
病気や経済的な理由などでどうしても納められない場合に、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。
免除を受けた期間については年金額(老齢基礎年金)が三分の一で計算されてしまいます。
免除を受けた後、生活にゆとりができた場合、十年間以内であればさかのぼって納めることができます。
詳しくは役場住民課へお問い合わせください。

ゆめあり相談室

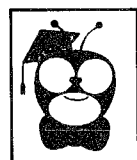
満額の年金を受けたいのですが…
を満額受けることができます。ただし、あなたのように保険料を納め忘れた等の理由により、老齢基礎年金を満額受けることができない人や年金を受けるための条件である25年を満たせない人のために任意加入という制度があります。任意加入できるのは次のような人です。

質問 Q



私(40歳)は、過去に国民年金の保険料を納め忘れた期間が、五年間あります。
国民年金の老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間、年金制度に加入し、保険料を納めることにより満額の年金が受けられると聞きました。何かよい方法がありますか？

答え A



60歳から65歳未満の人は国民年金に任意加入できます。
国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の人が必ず加入することになっています。(厚生年金や共済組合に加入している間は、国民年金と二重加入し、国民年金の保険料を納めることになっていません)この40年間、保険料を納めることにより、老齢基礎年金を満額受けることができます。
なお、昭和三十年四月一日以前に生まれた人で、65歳までに年金を受ける資格を満たせなかった場合に限り、65歳から70歳までの間、国民年金に任意加入することができます。任意加入の手続は、役場の住民課の窓口で行ってください。

- ① 日本に住む60歳以上65歳未満の人
- ② 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 日本に住む60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢年金を受けられる人

あなたの場合、60歳から65歳までの間、国民年金に任意加入することにより満額の老齢基礎年金を受けることができます。